

大阪府立大学学術情報センター図書館規程

平成31年4月1日

規程第326号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学学術情報センター規程第4条第2項の規定に基づき、学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館の構成と役割)

第2条 図書館は別表のとおり大阪府立大学総合図書館中百舌鳥（以下「総合図書館中百舌鳥」という。）と専門図書室から構成される。

- 2 総合図書館中百舌鳥は、大阪府立大学の全分野における教育研究に資するための役割を果たす。
- 3 専門図書室は、当該学問分野の高度で専門的な教育研究に資するための役割を果たす。

(図書館長等)

第3条 学術情報センター図書館長（以下「図書館長」という。）は図書館の業務を掌理し、総括する。

- 2 総合図書館中百舌鳥に長を置き、図書館長をもって充てる。
- 3 総合図書館中百舌鳥の長は、総合図書館中百舌鳥の業務を掌理する。
- 4 各専門図書室に長を置き、図書館長が任命する。
- 5 専門図書室の長は、各専門図書室の業務を掌理する。

(図書館の管理運営)

第4条 図書館の管理運営に必要な事項については、図書館委員会が定める。

- 2 図書館の利用に関し必要な事項については、別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、図書館委員会の審議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

図書館の構成	
大阪府立大学総合図書館中百舌鳥	
専門図書室	大阪府立大学羽曳野図書センター
	大阪府立大学理系ジャーナルセンター
	大阪府立大学経済・経営・法律系図書室
	大阪府立大学ヒューマンサイエンス系図書室
	大阪府立大学りんくう図書室